

各 位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

滋賀労働局長登録教習機関〔滋第49号〕  
登録有効期間満了日：平成31年3月30日

## 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 ご案内 (CPDS・CPD認定講習)

労働安全衛生法規定により、建築物の骨組み、又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業については、都道府県労働局長に登録した機関が行う技能講習を修了した者のなかから作業主任者を選任し、その者に該当作業に従事する作業者の指揮、その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないこととなっています。

当支部におきましては、滋賀労働局長の登録教習機関として、この技能講習を下記要領により実施いたしますので、該当者を受講させて、有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

### 1. 講習日時

| 日 程  | 講習会場                      |
|--|---------------------------|
| 平成30年8月22日（水） 9:00～16:45<br>平成30年8月23日（木） 9:00～15:45 | 滋賀県建設会館<br>大津市におの浜1丁目1-18 |

### 2. 受講資格（下記の何れかに該当する方）

- （1）建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業（次号において「建築物の鉄骨の組立て等の作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者【経験3年以上の場合は、最終学歴に記入は不要】
- （2）大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学校を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者  
※【証明書（卒業証書又は卒業証明書）写しを申込時に提出下さい。】

注1） 上記の経験には、18才未満の期間は入りません。（年少者労働基準規則）

注2） 上記（1）～（2）の経験についての証明は所属事業主とします。

※ この講習を受けることができる者は以上に述べた、いずれかの要件を備えているものでなければなりません。事業主において虚偽の証明したことが後日判明したときは、発行済の修了証は無効となりますので特にご注意下さい。

### 3. 受講料

| 区 分   | 全科目を受講する者   |
|-------|-------------|
| 時 間 数 | 11時間        |
| 会 員   | 受講料 9,180円  |
|       | 材料代 1,350円  |
|       | 合 計 10,530円 |
| 非 会 員 | 受講料 9,180円  |
|       | 材料代 1,850円  |
|       | 合 計 11,030円 |

## 4. 受講申込

- (1) 講習初日の10日前までに所定の受講申込書に所要の事項を記入し、受講料及び最近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真(上半身無帽)〔3.0cm×2.5cm〕1枚(スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタルカラー写真等も不可)を貼付し、本人確認書類写し(免許証等の写し等、現住所確認できるもの)を添えてお申込み下さい。
- (2) 銀行振込の場合は、受講申込書に必ず受講料振込受領書の写し(講習会名記入)を添付しお申し込み下さい。

振込口座 滋賀銀行本店 普通預金 755278  
名 義 建設業労働災害防止協会滋賀県支部 宛

- (3) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、一切返還いたしませんので予めご了承下さい。
- (4) 申込受付は、講習開始10日前若しくは定員100名になり次第締め切ります。

## 5. 申込方法

下記の窓口・郵送いずれかの方法でお申込み下さい。

### 窓 口

〔会 員〕 滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部(6.お問い合わせ先)窓口まで

〔非会員〕 建災防滋賀県支部(6.お問い合わせ先)窓口まで

### 郵 送

〔共 通〕 受講料をお振込み頂き、申込書を建災防滋賀県支部(6.お問い合わせ先)まで郵送。

申込書は滋賀県建設業協会のHPよりダウンロードできます

〔 <http://www.yumeken.or.jp/> 〕 → トップページ右の講習会等 → 建災防主催 をクリック

## 6. お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局

〒520-0801

大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

## 7. 遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1) 原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2) 講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。
- (3) 20分以上の遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (4) 公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。
- (5) 二日間の全科目を受講していないと修了筆記試験の受講資格はなくなり、修了証も交付いたしませんのでご注意下さい。
- (6) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

### 〔参 考〕

#### ■CPDS・CPD 認定教育

当教育はCPDS(全国土木施工管理技士会連合会)・CPD(日本建築士会連合会)の認定教育です。受講証明書の発行を希望される方は技能講習申込書上部余白にCPDS又はCPDと記入してください。

#### ■建設労働者確保育成助成金(経費助成・賃金助成)について

厚生労働省の助成金制度を活用すると、教育受講料の事業主負担が軽減され、経費及び賃金の給付金として講習終了後事業主に給付されます。詳細につきましては、下記をご参照下さい。

・助成金制度の詳細な内容について⇒厚生労働省のHP [ <http://www.mhlw.go.jp/> ]

→ トップページ上部政策について → 各種助成金・奨励金等の制度 → 建設労働者確保育成助成金

・助成金の申し込みについて⇒滋賀県建設業協会のHP [ <http://www.yumeken.or.jp/> ]

→ トップページ右の講習会等 → 建災防主催 をクリック